

○経済産業省告示第八十二号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十二条第一項及び第十四条の規定に基づき、硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材の製造業者等の判断の基準となるべき事項を次のように定める。

令和二年四月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材の製造業者等の判断の基準となるべき事項

第一 環境影響度の目標値及び目標年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令(平成13年政令第396号)第1条第3号に規定する断熱材(硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。以下単に「硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材」という。)の製造業者等(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第7項に規定する者をいう。以下同じ。)は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度(次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。)以降の各年度において国内向けに出荷する製品に使用されたフロン類及びフロン類代替物質(以下「フロン類等」という。)の環境影響度(地球温暖化への影響の程度であって、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数(平成27年経済産業省告示第54号)で表されたものをいう。以下同じ。)の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷量で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材	100	2024

第二 指定製品の製造業者等が取り組むべき事項について

- 1 硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材の製造業者等は、フロン類の製造業者やフロン類使用製品の施工事業者と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い物質等を用いた製品の開発及び商品化に努めるものとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないこと（ノンフロン・低GWP化）を達成した製品群については、その状態を維持するものとする。さらに、開発した製品の安全性等の関連情報の収集・提供等に努めるものとする。
- 2 硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材の製造業者等は、製品の設計及び製造等に当たっては、フ

ロン類の使用量の低減等に配慮するとともに、これらの情報を開示し、施工事業者の商品選択の際の参考情報として活用できるよう努めるものとする。

3 硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材の製造業者等は、施工事業者に対して、フロン類使用製品に係る使用の合理化や管理の適正化への取組の必要性について容易に理解が可能な表示の充実に努めるものとする。

第三 表示事項等

次の表の第1欄に掲げる製品の製造業者等は、同表の第1欄に掲げる製品の区分ごとに、次の事項を表示するものとする。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項	その他遵守事項
硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体への表示事項 ・ 目標値及び目標年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体への表示は、本体又は当該製品の包装材に記載すること

	<p>②品名及び形名並びに質量</p> <p>③製造業者等の氏名又は名称</p> <p>④当該製品が硬質ポリウレタンフォームを用いたものである旨</p>		<p>と。</p> <p>・フロン類等の数量は、当該製品の硬質ポリウレタンフォームに含有される割合を百分率で表示すること。</p>
--	--	--	---

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三の規定は、同年十月一日から施行する。